

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る11月29日の本会議において付託されました案件について、12月5日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定4件、計画の変更1件、指定管理者の指定2件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第102号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年を65歳とするための段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入並びに60歳に達した職員の給与等に関し、関係条例を整備するものです。

「議案第103号 上野原市個人情報保護法施行条例制定について」は、今まで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護に関するルールを、改正後の個人情報保護法に基づく全国的なルールに統一し運用するため、現行の条例を廃止し、新たに施行条例を制定するものです。

「議案第104号 上野原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、国が国民健康保険制度改革を行い、県が示した運営方針に沿って、現行の、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額による賦課4方式から、資産割額を廃止した賦課3方式へ改正を行うものです。

委員からの、市民への影響は、という質問については、現行では、固定資産を保有していれば、所得が無くても資産割額がかかっているが、それが無くなることで、低所得者・中所得者の負担が減るとのことです。

「議案第105号 上野原市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について」は、今年度から上野原市全域が過疎地域に指定されたことに伴い、市内の製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する施設を事業者が取得等した場合、その設備に係る固定資産税を免除するため、条例を制定するものです。

委員からの、免除額のうち75%は交付税で戻ってくるとのことだが、残り2

5%はどのくらいの金額となる見込みか、という質問については、該当になる固定資産のメインとなるのが製造業者の機械及び装置であり、900万円を下回る程度の額の影響を見込んでいるとのことです。

「議案第115号 上野原市過疎地域持続的発展計画の変更について」は、昨年度は秋山地区が、さらに今年度からは市内全域が過疎地域に指定されたことに伴い、昨年度策定した市町村計画を変更するものです。

委員からの、計画の観光業の部分に記載されている、着地型の観光とはどういったものか、という質問については、上野原市を通過するのではなく、滞在してもらおうという意味で、今後自然の里等、体験型の事業が進む中で、観光客の滞在を想定した表現となっているとの説明がありました。

「議案第116号 上野原市緑地等利用施設の指定管理者の指定について」は、秋山地区の緑と太陽の丘キャンプ場の指定管理者を、株式会社秋山ヴィレッジとするもので、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

委員からの、児童養護施設を退所した子どもを雇うとのことだが、市内者なのか、住まいはどうするのか、という質問については、代表が以前勤務していた施設に入所していた人を、上野原市内に住んでもらいながら、今後アルバイトとして雇用していくとの説明がありました。

「議案第117号 上野原市新湯治場秋山温泉施設の指定管理者の指定について」は、秋山温泉の指定管理者を引き続き、上野原市健康づくりパートナーズとするもので、仮協定書において、営業に利益が生じた場合は、純利益の50%を市に納入すること、自主事業について、積極的に企画立案し、収益の向上に努めることを新たに盛り込んだものです。

委員からは、秋山温泉も含め、指定管理については、第三者委員会のようなものを立ち上げて評価をしていく必要があるのではないか、との意見が出されました。

以上、当局提出の7案件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。